

議第 33 号

下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例について

下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

第 2 号会計年度任用職員の給与を規定するため、当該条例を制定するもの。

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該第2号会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間に対し、支給される報酬であつて、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が第2号会計年度任用職員に支給される場合については、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「給与条例」という。）第2条第2項の規定の例による。

(給料表)

第3条 第2号会計年度任用職員の給料表は、別表第1に掲げるとおりとする。

(標準職務)

第4条 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、級別基準職務表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務についての職務の級は、規則で定める。

(職務の級及び号給の基準)

第5条 第2号会計年度職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第6条 第2号会計年度任用職員の給料の支給については、給与条例第11条及び第12条の規定の例による。

2 前項の場合において、給与条例第12条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第7条 第2号会計年度任用職員の通勤手当の支給については、給与条例第16条の規定の例による。

(特殊勤務手当)

第8条 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給については、給与条例第17条の規定の例による。

(給与の減額)

第9条 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例第18条の規定の例による。この場合において、「勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「勤務時間条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた休日」と、「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた代休日」と、「勤務時間条例第9条に規定する12月29日から翌年の1月3日までの日」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた年末年始の休日等」と、「勤務時間条例第11条に規定する休暇（組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた休暇」と、「第22条第1項」とあるのは「第14条」と、「特殊勤務手当条例」とあるのは「第8条」と、「第22条第2項」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第10条 第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第19条第1項及び第3項から第5項までの規定の例による。この場合において、同条第1項中「第22条」とあるのは「第14条」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあるのは「あらかじめ当該第2号会計年度任用職員について割り振られた」と、「第22条第1項」とあるのは「第14条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第22条」とあるのは「第14条」と、同条第5項中「勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と、「第22条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第11条 第2号会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第20条の規定の例による。この場合において、同条中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められている第2号会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

する休日が当該第2号会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第22条」とあるのは「第14条」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当)

第12条 第2号会計年度任用職員の夜間勤務手当については、給与条例第21条の規定の例による。

この場合において、同条中「次条」とあるのは、「第14条」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の支給方法)

第13条 前3条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、給与条例第24条の規定の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与条例第22条の規定の例による。この場合において、「第13条の3に規定する初任給調整手当及び特殊勤務手当条例」とあるのは、「第8条」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第15条 第2号会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第23条の規定の例による。

この場合において、同条第3項中「第19条から第21条まで」とあるのは、「第10条から第12条まで」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第16条 第2号会計年度任用職員(6月以上の任用期間をもって任用された者に限る。)の期末手当については、給与条例第23条の4第3項に規定する再任用職員の例による。

2 前項の場合において、6月に満たない任用期間をもって任用された第2号会計年度任用職員が、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が6月以上となったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する6月以上の任用期間をもって任用された第2号会計年度任用職員とみなす。

(期末手当の不支給)

第17条 第2号会計年度任用職員の期末手当の不支給については、給与条例第23条の5の規定の例による。

(期末手当の支給の一時差止め)

第18条 第2号会計年度任用職員の期末手当の支給の一時差止めについては、給与条例第23条の6の規定の例による。

(給与からの控除)

第19条 任命権者は、第2号会計年度任用職員に給与を支給する際、次に掲げるものを当該第2号会計年度任用職員の給与から控除することができる。

(1) 職員互助会の会費その他職員互助会の事業に係る引去金

- (2) 団体取扱契約に係る生命保険及び傷害保険（これらに相当する共済契約を含む。）の保険料
- (3) 職員団体の組合費その他職員団体に係る引去金
- (4) 職員駐車場使用料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める引去金
(給与の口座振替による支払)

第 20 条 給与条例第 28 条の規定は、第 2 号会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の地方公務員法（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づく特別職として任用されていた者及び改正前の法第 17 号の規定に基づく一般職の非常勤職員として任用されていた者が、施行日において第 2 号会計年度任用職員に任用された場合には、令和元年 12 月 2 日から施行日の前日までの引き続いた当該者としての在職期間については、令和 2 年 6 月に支給する期末手当に係る在職期間に通算するものとする。

(下呂市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

3 下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「給与条例」という。）<u>、下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年下呂市条</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号。以下「給与条例」という。）及び下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める</p>

改 正 後	改 正 前
<p>例第 号) 及び下呂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成16年下呂市条例第50号）の適用を受ける者をいう。</p> <p>（1）の2～（8）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>条例（平成16年下呂市条例第50号）の適用を受ける者をいう。</p> <p>（1）の2～（8）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

別表第1（第3条関係）

第2号会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400

19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300

48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600

77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300

106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400
120	302,700
121	303,100
122	303,300
123	303,600
124	303,900
125	304,200

別表第2（第4条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務、資格を有し知見的特殊性のある業務を行う職務
2級	資格を有し、知見的特殊性が特に高い業務を行う職務

【参考資料】

下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例要綱

1. 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の運用が始まります。当市の第2号会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与を規定するため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

- (1) フルタイム会計年度任用職員の給料について定義をします。また、生活に必要な物が支給されたときは、下呂市職員の給与に関する条例の例により、そのフルタイム会計年度任用職員の給料から控除されることを規定します。

（第2条関係）

- (2) フルタイム会計年度任用職員の給料表を別表第1のとおり定めます（行政職給料表の一部を準用）。また、職務の内容に応じ、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準となるべき標準的な職務の内容は次のとおりとします。

職務の級	基準となる職務
1級	典型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

（第3条及び第4条関係）

- (3) フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給は、任命権者が別に定める基準に従い決定するものとします。

（第5条関係）

- (4) フルタイム会計年度任用職員の給与の支給については、職員の支給方法に準ずることを規定します。

（第6条関係）

- (5) フルタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当については、職員の支給方法に準ずることを規定します。

（第7条、第8条、第10条から第13条及び第15条関係）

(6) フルタイム会計年度任用職員が定められた時間に勤務しないとき、職員の場合と同様に給与を減額することを規定します。

(第9条関係)

(7) フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額について、職員の場合と同様に算出することを規定します。

(第14条関係)

(8) フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当について、再任用職員に準ずることを規定します。また、期末手当の不支給及び期末手当の支給の一時差止めする場合は、職員の場合と同様とすることを規定します。

(第16条から第18条関係)

(9) 給与から控除するものについて規定します。

(第19条関係)

(10) 給与の口座振込について、職員の例によるものとします。

(第20条関係)

(11) この条例に定めるものほか、必要な事項は規則で定めるものとします。

(第21条関係)

(12) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(13) 現行の制度で任用されている者が、フルタイム会計年度任用職員に移行した場合、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間を、通算することを規定します。

(附則第2項関係)

(14) 下呂市職員等の旅費に関する条例をフルタイム会計年度任用職員に適用するため、一部改正を行います。

(附則第3項関係)